

平成 30 年 6 月 25 日現在

機関番号：34305

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03828

研究課題名(和文) 戦時朝鮮人強制動員の資源動員論的分析 日本の近代化過程における統治性をめぐって

研究課題名(英文) The Analysis of the Forced Mobilization of Koreans during the Asia-Pacific War by means of the Resource Mobilization Theory: concerning the Governmentality in the Modernization Process in Japan

研究代表者

巨 明志 (WATARI, Akeshi)

京都女子大学・現代社会学部・教授

研究者番号：60158681

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、日本の近代化過程を、動員(労務動員及び軍事動員)という観点から捉えなおす。戦争や植民地といった負の側面と経済発展や人権といった望ましいとされる側面とを、「統治性(M.フーコー)」の一貫した論理のもとに把握するという全体構想の中に位置づけられる。そのため、本研究では、第二次世界大戦(アジア太平洋戦争)期の、植民地朝鮮からの労務動員に焦点を当て、歴史社会学的方法及び聞き取り調査等によってその人的・物的・文化的資源動員を総合的に把握するとともに、総力戦下の植民地動員の資源動員論的分析を行った。

研究成果の概要(英文)：This research views the modernization process of Japan from the aspect of mobilized forces (both civic labor and military). It aims to find the coherence in the negative (war and colonization) and the positive (democracy, economic growth, and human rights) effects of Japan's development in the 20th century. The mobilization of Koreans as labor forces under Japan's colonial rule during World War (Asia-Pacific War) was specifically focused in this project by the method of Historical Sociology and interviews. Based on them, the mobilization analysis in personal, material and cultural resources under the Total War System was attempted.

研究分野：社会学

キーワード：動員 統治性 総力線 資源動員論 アジア太平洋戦争 植民地 近代化 戦後保証

## 1. 研究開始当初の背景

日本の敗戦直後、1945年9月から10月にかけて、日本から帰還途上に多くの朝鮮人が台風などで遭難した。壱岐芦辺湾における朝鮮人帰還船の遭難事故もそのひとつであったが、a)慰霊碑が建てられたこと、b)帰国途中の徴用工の遭難と推定されたこと、c)民間団体による発掘調査が行われたこと、d)国会質問で取り上げられ、政府(厚生省・外務省)による発掘調査が行われたことなどから注目されてきた事例であった。

壱岐で発掘された遺骨は様々な経過を経て、2003年に金乗院に安置された。

2004年、韓国において「日帝強占下強制動員被害真相糾明等に関する特別法」が成立し、強制動員真相糾明委員会が設立される。壱岐および対馬における帰国途上の遭難事故についても真相糾明委員会の調査対象となり、2010年2月「解放直後、帰還途上における朝鮮人の遭難と埋葬遺骨に関する調査」の報告書が公表された。

### (2)遺骨問題と戦後補償

日本の津々浦々の山野や寺院には、多くの無縁故の朝鮮人の遺骨が埋葬され、安置されている。遭難関連の遺骨は数が多いため目につきやすいが、各地に分散して埋葬されているこれらの朝鮮人は、どのような経緯で日本に来て、亡くなったのだろうか。

韓国の強制動員真相糾明委員会の調査活動に対応して、日本でも戦後補償の一環として遺骨返還運動とそのための遺骨調査が強制動員真相究明ネットワークなどの民間団体が主導する形で進められた。

遺骨調査の過程から次のような問題点が浮かび上がってきた。

a) 企業は基本的に遺骨を返還してきた

のではないかと？

b) これまで被強制動員朝鮮人の死亡者は6万人という説が流布されてきたが、これは根拠に欠ける。実際はもっと少ないのではないかと？

### (3)企業資料から

住友鴻之舞などの企業資料から企業による死者の扱いについて次のような事実を指摘されている(研究協力者の守屋による)。

「鉱礫山、工場は、基本的に労働災害等で死傷者が出ると、監督官庁に報告した。鉱礫山は、即電話、電報で鉱山監督局に報告した。死亡、重傷者が出ると、家族には勿論、朝鮮内郡役所等関係官庁へも電報連絡した。死亡した場合は、葬儀日を連絡し、家族が来るかどうかを問い合わせた。葬儀は、同郷非番中の者の出席下に行ったが、ほとんど来日家族には間に合わなかった。家族が来ると、旅費・滞在費等は会社が全額負担し、遺骨と共に遺品や香典・未払賃金等即渡せる金銭は、家族に渡した。しかし、会社側の不法行為による死亡の場合、死亡原因事実は家族に伝えなかった。」

## 2. 研究の目的

### (1) 研究の全体構想と目的

本研究は、日本の近代化過程を、動員(労働動員及び軍事動員)という観点から捉えなおし、戦争や植民地といった負の側面と経済発展や人権といった望ましいとされる側面とを、「統治性(M.フーコー)」の一貫した論理のもとに把握するという全体構想の中に位置づけられる。そのため、本研究では、第二次世界大戦(アジア太平洋戦争)期の、植民地朝鮮からの労働動員に焦点を当て、日本において犠牲になった朝鮮人の遺骨をめぐる諸問題を中心に、歴史社会学的方法及び聞き取り調査等によ

ってその人的・物的資源動員を総合的に把握するとともに、総力戦下の植民地動員計画の資源動員論的分析を行うことを目指す。もって日本の近代化過程における統治合理性を解明するための「動員理論」を構築することを目的とする。

## (2)本研究の学術的特色

近代化とは「人が移動すること」「人間を動員すること」を駆動力として展開した現象だったと考えることができる(畠山弘文『近代・戦争・国家 動員史観序説』文眞堂)。日本においても明治維新以降、「文明開化」「富国強兵」「殖産興業」等の表向きの近代化が掲げられながらも、その根底には人間をいかに動員するかという力が作用していたのであり、それは戦時総動員体制において極限にまで達したようにみえる。そして、山之内靖ほか『総力戦と現代化』(柏書房)によると、戦後も銃後の戦時動員体制は、いわば資本主義的動員体制として継続しているのである。ただ、この総力戦総動員体制論では、植民地からの強制動員をどのように位置づけるかという問題意識は鮮明ではない。むしろ、植民地における戦時強制動員体制こそもっとも純粋な動員システムだと考えることもできる。そうだとすると、朝鮮人労働動員は単なる力による支配と動員なのではないし、また中国人や連合軍捕虜の労務動員ともシステム論的意味がまったく異なることになる。

こうして、本研究によって明らかになってくるのは、日本の近代化・現代化における動員のメカニズムを解明するための経験的準拠点である。

## 3. 研究の方法

### 【主たる研究項目と方法】

戦時労働動員を、朝鮮人労働者を中心に、歴史社会学的に把握する。

福岡県筑豊地区、大牟田地区ほかの強制労働現場を中心に現地調査と遺骨調

査を行う。

行政資料、企業資料を収集する。

強制動員の犠牲となった生存者、遺族に対する聞き取りおよび資料収集を行う。

韓国の研究者と調査資料・研究成果等を情報交換する。

上記研究項目のうち、市民団体と連携して進めていた の遺骨調査については、新たな遺骨の発見はほとんどなかったものの、韓国政府機関の「強制動員真相糾明委員会」による「壱岐・対馬地域海難事故」の遺骨問題に関する報告書が出されたことにより、一区切りついたと言える。なお、本研究の研究期間後であるが、2018年5月31日、厚労省管理の所沢金乗院に置かれていた131体の朝鮮人遺骨が壱岐市天徳寺に移管された。

強制労働現場については、福岡県筑豊地区のほか三菱重工名古屋航空機製作所道徳工場跡、松本市里野辺地下工場跡、沖縄南部戦跡の現地調査を行った。

また、 の強制動員の犠牲となった生存者に対する聞き取り調査は生存者が高齢化し非常に困難になっている。そこで、遺族や強制労働の目撃者を中心に聞き取りを行った。

企業資料については、研究協力者の守屋が研究を進めているが、すでに発見されている住友鴻之舞鉱山等の資料以外に新たに発見された有力資料はなかったが、行政資料に関しては、かなり存在し、閲覧可能なものも少なくない。今後の分析・検討が必要である。

## 4. 研究成果

### 【総力戦体制と強制動員に関する検討】

#### (1) 労務動員の形態と背景

戦時期の朝鮮人労務動員は、国家総動員法(1938年4月1日公布、日本内地では5月5日施行、朝鮮では5月10日施行)に基づいて実施されたが、その形態から 募集期(1939年9月開始) 官斡旋期(1942年2月開始) 徴用期(1944年9月、国民徴用

令に基づく徴用発動)に分けて論じられている。

1939年～1945年の動員総数は、大蔵省管理局が戦後編集した『日本人の海外活動に関する歴史的調査』の「朝鮮人労務者対日本動員数調」によると、72万4787人という数字が挙げられている(軍務動員は除く)。

1939年、朝鮮半島から日本内地の炭鉱等へ配置する労働者8万5000人を含む労務動員計画が策定された。以後、敗戦の1945年まで、毎年朝鮮半島からの動員を含む労務動員計画が策定されている。

1939年9月、朝鮮から日本内地に送出すべき労働者の募集が開始された。募集は日本内地の企業が労務担当者を朝鮮半島に派遣して行ったが、朝鮮半島農村部の事情をよく知らない企業関係者だけでは人員を集めることは不可能である。そこで、警察官や面(村)職員の協力によって、辛うじて人員を集めることができたが、次第に労働者確保のため、暴力的な強制力が使われるようになった。

こうした事態に対処するため、1942年、朝鮮総督府は「朝鮮人内地移入斡旋要綱」を決定し、官斡旋方式による日本内地への労働者送出を開始した。「要綱」では府邑面などの地方行政機構が要員確保の主体とされているが、しかし、その際、警察や企業の労務補導員と協力することになっていた。結局、官斡旋方式も地域社会の実情を考慮することなく、内地企業の労働力確保を優先するものだったため、次第に要員確保が困難になった。

そこで、日本政府は、1944年8月、「半島人労務者の移入に関する件」を閣議決定し、翌9月、朝鮮から日本内地に送出すべき要員確保のため国民徴用令が発動された。徴用期の強制動員は、1944年9月から敗戦までである。

韓国のマスコミや民間では、募集期、官斡旋期も含めて「強制徴用」と呼ばれることが多い。

労務動員に関しては、日本内地と朝鮮では実情や要員確保の方法が大きく異なっていた。国民徴用令を発動するためには、登録等の様々な事務が必要だったし、動員された労働者とその家族は扶助や援護という国家による生活の援助が保証されなければならなかったが、朝鮮半島では、こうした条件は到底満たすことができなかった。また、総動員業務への従事を命じられる「応徴士」が働くべき職場は労務管理の行き届いた優秀な職場である必要があったが、朝鮮人労働者の動員を求める炭鉱などは旧態依然たる労務管理や労働環境のところが多く、国民徴用令の対象外だったのである。

## (2) 労務動員における差別的労務管理

李宇衍[2017]は、炭鉱・鉱山企業の「個人賃金基本台帳」から作成された諸種の賃金台帳を利用して、諸種の要因を推論しつつ四則演算を施して、日本人労働者と朝鮮人労働者の賃金水準を算出し、比較したうえで、両者に賃金格差と言えるほどの違いはないと結論づけた。しかし、言うまでもなく、賃金水準は鉱山ごとの差が非常に大きく、坑外労働と坑内労働によっても異なる。

守屋[2017]によると、賃金台帳と呼ばれるものには、同一企業の中で作成された賃金台帳(個人賃金基本台帳)と、これを基礎に経理課(会計課)等で作成された数種類のものがあるという。前者は基礎データとなるものであるが、これと「鉱夫名簿」とを照合することにより、実際に支払われた賃金水準や強制貯蓄、送金等の実態が明らかになる。ただし、このような個人賃金基本台帳が、完全な形で保存されているケースはほとんどないということである。ところが、李氏が利用しているのは、ここから派生した各種賃金台帳であり、これは様々な異なる労働を含んだデジタル化であり、これらの条件の異なる数字を集めて四則演算を施して議論を展開しているが、これがどれほど統計的に意味のある議

論なのかは疑問である。

守屋〔2017〕は、統計上の賃金水準に結果として表れる以前の、炭鉱・鉱山における労務管理のあり方に着目する。

この点については、住友鴻之舞鉱山に『半島労務者統理綱要』（1941年1月完成、原案は前年10月完成）が残されている。これによると、たとえば、鑿岩夫は、日本人・朝鮮人共に7分役から始め、1ヵ月後共に8分役に、ほぼ同じ条件で出発するが、9分役になるのは朝鮮人5ヵ月後、日本人4ヵ月後、1人役には朝鮮人16ヵ月後、日本人10ヵ月後であり、1.1人役には日本人の優秀者のみ2年後に到達できるとされている。他の職種についても、住友鴻之舞鉱山では日本人と朝鮮人との間に、労務管理上の差を設けており、これに基づいて賃金単価が決められている。こうした差別的労務管理は、次のように正当化されていた。すなわち、朝鮮人の能力は日本人の「八〇%程度」であり、「内鮮両労務者間ニ於テ作業能力其ノ他ニ於テ相当ノ差異」があるから「アル程度差別スルノガ真ノ意味ニ於ケル公平」だとした。

2010年、住友鴻之舞鉱山に労務動員された5名の生存者について聞き取りを行った（守屋〔2012〕）。言うまでもなく、会社が日本人と待遇が違うなどという説明をするはずはないし、「一般指導法」に関連する日常生活については特に目立った言及はなかった。そもそも日本人労働者と朝鮮人労働者は職種も住居も明確に分離されていたし、動員された朝鮮人労働者の記憶に残りやすいのは、しばしば暴力的でもある現場監督の日本人であったりする。被動員者の語りの中には次のような言葉が見られる。

「差別は当たり前。無視されたり、“馬鹿野郎”と怒鳴ったりした。どれくらいの人か逃げたか知らない。鴻之舞では、山奥だったので、逃げた人も一晩中山の中を逃げ回って戻って来たりした。・・・仕事中は

殴られたことはない。逃亡してつかまって、暴力ふるわれているのを見たことはある。」

「自分はまじめに働いたから、特に酷くは扱われなかった。逃げた人は捕まった時暴力をふるわれた。」

### (3) 総力戦の帰結と「強制的均質化」論

1943年11月発行の北海道炭鉱汽船株式会社本社労務部長であった前田一氏の著作『特殊労務者の労務管理』では、6ヵ月以上日本人同様の指導・訓練をすれば、日本人労働者と朝鮮人労働者の間の労働能力には差がほとんどなくなり、むしろ、体力的に勝っている朝鮮人の方が鉱山等の重筋労働では勝っていると論述している。同書は、当時非常によく売れ、多くの企業経営者や朝鮮人の指導・訓練に携わっていた労務担当者に大きな影響を与えた。

『綱要』は住友鴻之舞鉱山のみで使用されていたものだったが、同様の差別的労務管理は、朝鮮人労務動員を受け入れていた企業では広く行われていたと考えられる。しかし、国家総動員法に基づく朝鮮人労務動員が開始されて数年経過し、その経験を反映したものが『特殊労務者の労務管理』であった。これによると、戦時大增産を求められている企業の労務管理の観点からは、朝鮮人に対する差別的観念は解消する方向にあったように見える。

はたして、総力戦の遂行は、差別を解消する方向に作用していたのか？

しかし、戦争遂行目的からすると、その目的に沿わない者に対する排除、とりわけ優生学的視点からの排除、障害者やハンセン病者に対する差別や排除は強化されることになる。つまり、国民共同体システムの内部においては合理化が進行すると同時に、システムの外部に排除された者には差別が強化されるのである。

戦時朝鮮人労務動員は、戦争末期になると、ほとんど要員充足が困難になった。国家総動

員法に基づく朝鮮人労務動員は、一部で「強制的均質化」という効果をもたらした側面はあるが、戦争末期には政策的には破綻していたと言える。その結果、合理化されずに残された要素の多くが戦後に持ち越され、むしろ、戦後は棄民政策という形で、「システム」の外部に排除されることになったのである。

#### 主な参考・引用文献

- 小暮泰用, 1944, 「内務省管理局長宛「復命書」」(水野直樹 [1998] 所収)
- 李宇衍 (Lee Woo Youn), 2017, 「戦時期日本へ労務動員された朝鮮人鉱夫(石炭、金属)の賃金と民族間の格差」『エネルギー史研究』32, 九州大学記録資料館産業経済資料部門編集・発行
- 前田一, 1943, 『特殊労務者の労務管理』山海堂出版部
- 守屋敬彦, 2006, 「朝鮮人強制連行方法とその強制性」『季刊戦争責任研究』51, 日本の戦争責任資料センター
- 守屋敬彦, 2012, 「朝鮮人強制労務動員実態調査報告書 日本国北海道紋別市住友鴻之舞鉱山へのアジア太平洋戦争中大韓民国被強制連行・強制労働生存者 2010 年 9 月聞き取り調査報告書」強制動員真相究明ネットワーク
- 守屋敬彦, 2017, 「2017.4.11 付『産経新聞』記事と三輪宗弘氏と九州大学記録資料館産業経済記録資料部門編集『エネルギー史研究』第 32 号(2017.3)所収李宇衍論文「戦時期日本へ労務動員された朝鮮人鉱夫(石炭、金属)の賃金と民族間格差」について」真相究明ネットワーク・メーリングリスト私信
- 外村 大, 2012, 『朝鮮人強制連行』岩波書店

#### 柏書房

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2 件)

亘 明志, 視覚文化の近代 スペクタクルと監視をめぐって、現代社会研究科論集 大学・研究所紀要、査読無、第 12 号、2018、93-105.

亘 明志, 福留遺稿集によせて、解放社会学研究、査読無、No.29、2016、136-139.

〔学会発表〕(計 1 件)

亘 明志, 戦時期における総力戦と植民地からの労務動員をめぐって 住友鴻之舞鉱山被強制動員生存者への聞き取りを通して、第 33 回日本解放社会学会大会、2017 年 9 月 6 日、東洋大学(東京都文京区)

〔図書〕(計 1 件)

澤田治美 [編] 著者: 山口節郎・亘明志・児玉徳美・堀井令以知・リアン テルミ ハタノ・クレア マリィ・影浦峽・北山修・野呂幾久子・堀田秀吾・名嶋義直・東海林裕子・森山卓郎、記号論と社会学、意味論講座第 7 巻 ひつじ書房、2015、19-38.

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

亘 明志 (WATARI AKESHI)  
京都女子大学・現代社会学部・教授  
研究者番号: 60158681

##### (2) 主たる研究協力者

小林 久公 (KOBAYASHI HISATOMO)  
強制動員真相究明ネットワーク事務局長

守屋 敬彦 (MORIYA TAKAHIKO)  
近現代史研究者  
元佐世保工業高等専門学校・教授

川瀬 俊治 (KAWASE SHUNJI)  
強制動員真相究明ネットワーク会員

鍋島 有希 (NABESHIMA YUKI)  
九州大学大学院・比較社会文化学府  
博士後期課程修了

雨宮 絵理 (AMEMIYA ERI)  
東京工業大学・職員